

各種募金等の使い道

～ともに支えあい助けあう“向こう三軒両隣型”の地域共生社会を目指して～



社会福祉法人宇都宮市社会福祉協議会

～資料の要旨～

1. 各種募金等の「種類」と「使い道」
2. 社会福祉協議会（社協）とは
3. 市社協が実施している主な事業

1. 各種募金等の「種類」と「使い道」

(1)募金等の「種類」

種別	依頼時期	目安額	実施団体
市社協「会員会費」 	5月	300円（普通） 1,000円（特別） 5,000円（団体） 10,000円（賛助） 〔※1〕	宇都宮市社会福祉協議会
日本赤十字社「社資」 	7月	500円	日本赤十字社宇都宮市地区 （日本赤十字社栃木県支部） 〔※2〕
赤い羽根共同募金 	10月	300円程度	栃木県共同募金会宇都宮市支会 （栃木県共同募金会） 〔※2〕
歳末たすけあい募金 	12月	200円	

※1）普通会費＝各世帯、特別会費＝個人、団体会費＝社会福祉施設・団体・機関等、
賛助会費＝企業・事業所・個人

※2）市社協において、事務局を担っています。

(2) 募金等の「使い道」

①市社協「会員会費」

■活用先：「市内」

■使い道：「市社協」や「地区社協」が推進する様々な福祉活動



▲地区福祉協力員研修会



▲地区まつり「福祉体験コーナー」



▲ふれあい・いきいきサロン



▲安心・安全情報キットの配付



社協会費の
使い道
(一例)



▲ボランティア養成講座の開催



▲障がいの理解のための講座
(視覚障がいの理解)

②日本赤十字社「社資」

■活用先：「市内」、「国内外」

■使い道：市内：「地区社協」が推進する様々な福祉活動、火災や水害等に遭い被災した方への
救援物資の配付 など

国内外：「日本赤十字社」が実施する国内外の災害救援活動




日赤社資の
使い道
(市内一例)

▲AED救命講習会（福祉協力員研修会）



▲災害救援品（布団と日用品）



▲災害時の支援活動



▲海外救援活動



▲赤十字奉仕団（ボランティア）の活動



▲救急法などの講習会の開催



日赤社資の
使い道
(国内外一例)

③赤い羽根共同募金

■活用先：「市内」、「県内」

■使い道：市内：「地区社協」が推進する様々な福祉活動、ふれあい・いきいきサロン助成、宇都宮市民福祉の祭典への助成、福祉協力員の活動助成 など

県内：「県内の社会福祉施設（保育所、障がい者の就労支援等の備品整備）」や「社会福祉団体（いのちの電話、自閉症協会等）」などへの助成、「災害等準備金」など



▲ふれあい・いきいきサロン



▲宇都宮市民福祉の祭典（手話コーラスの発表）



赤い羽根
共同募金の
使い道
(市内一例)



▲▼障がい者施設の車両整備



▲保育所の遊具整備



赤い羽根
共同募金の
使い道
(県内一例)



▲障がい者授産施設の器具整備

④歳末たすけあい募金

■活用先：「市内」

■使い道：「地区社協」、市内の「障がい者施設」、「障がい当事者団体」、「民間保育園」
が実施する年末年始の交流事業



歳末たすけ
あい募金の
使い道
(一例)



▲ウィンターカーニバル（地域交流事業）

▲ひとり暮らし高齢者への配食



▲施設利用者と地域ボランティアとのクリスマス会



▲新年会と成人を祝う会



歳末たすけ
あい募金の
使い道
(一例)



▲餅つき大会～サンマを食べて復興支援



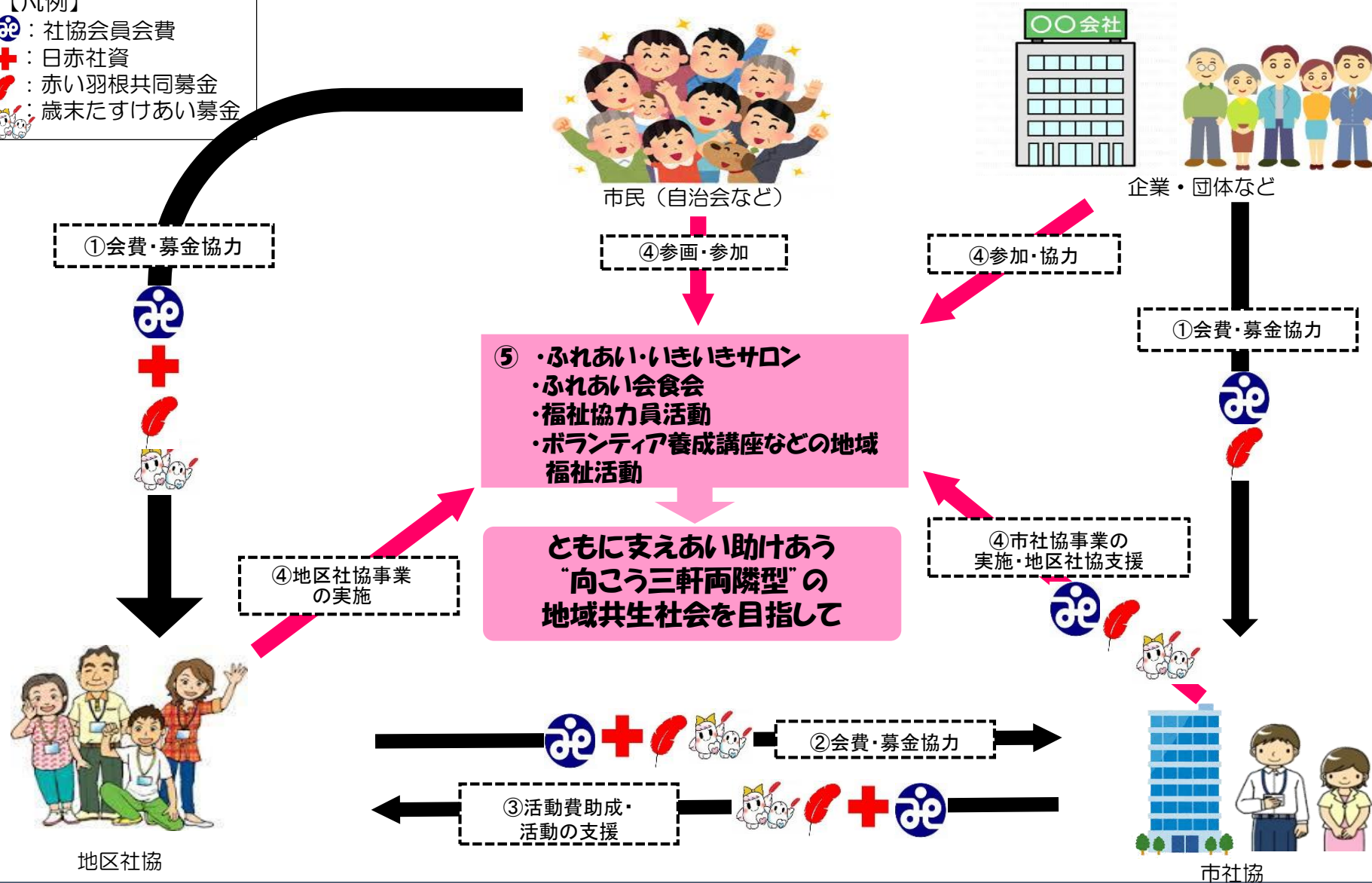
▲里子へのクリスマスプレゼント

(3) 募金等の流れ

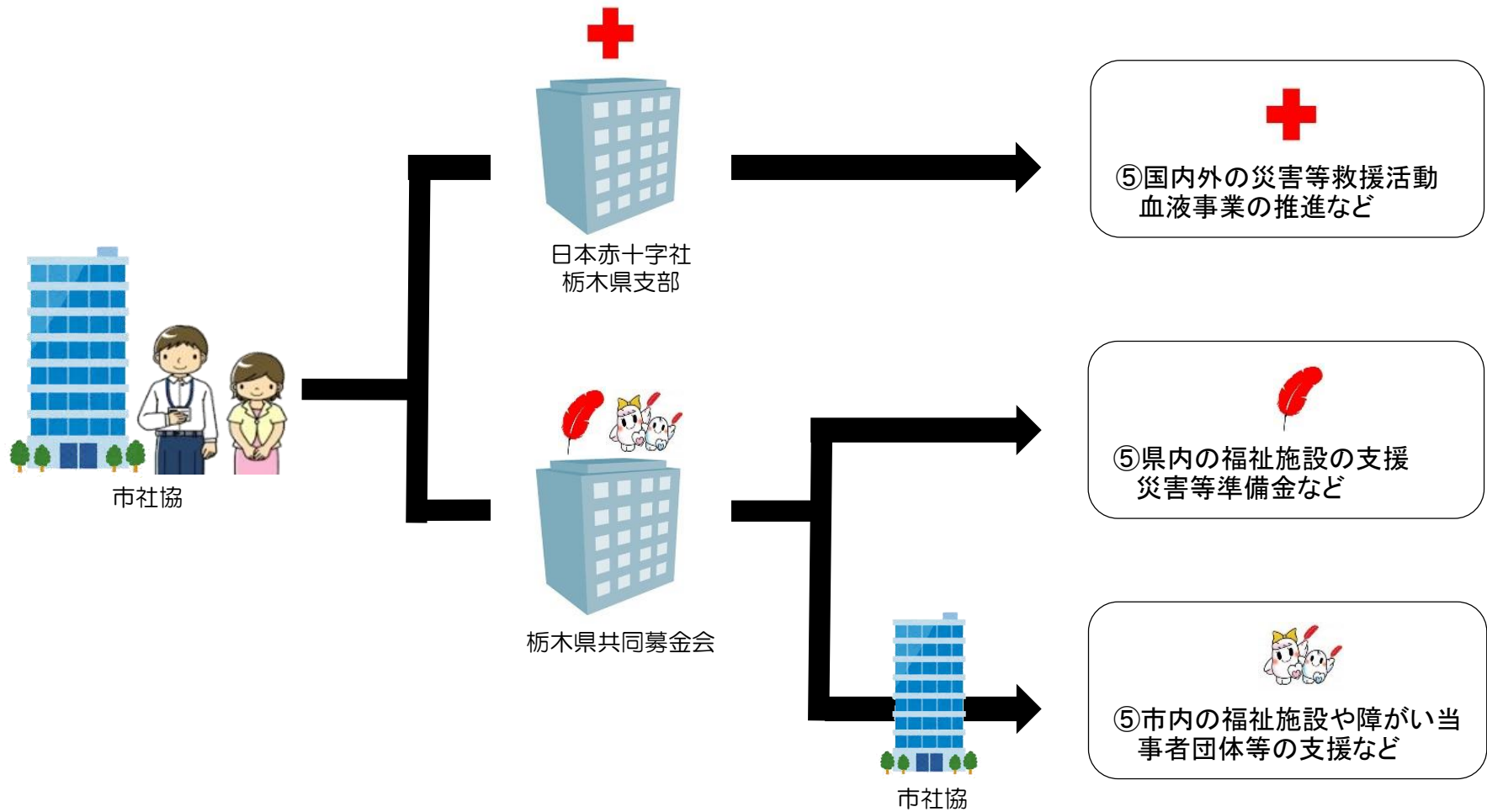
～身近な地域のために（宇都宮市内）～

【凡例】

- ：社協会員会費
- ：日赤社資
- ：赤い羽根共同募金
- ：歳末たすけあい募金



～災害時の救援や福祉施設のために(宇都宮市内外)～



2. 社会福祉協議会(社協)とは

(1) 社協の役割

○社協の役割は、「地域福祉の推進」です。

○地域福祉とは・・・

全ての市民(高齢者、障がい者、若者、子ども、外国人など)が、ともに支えあい助けあいながら、住み慣れた地域や家庭で、いつまでも安心して暮らし続けることができる「福祉のまちづくり」を実現すること、と言えます。

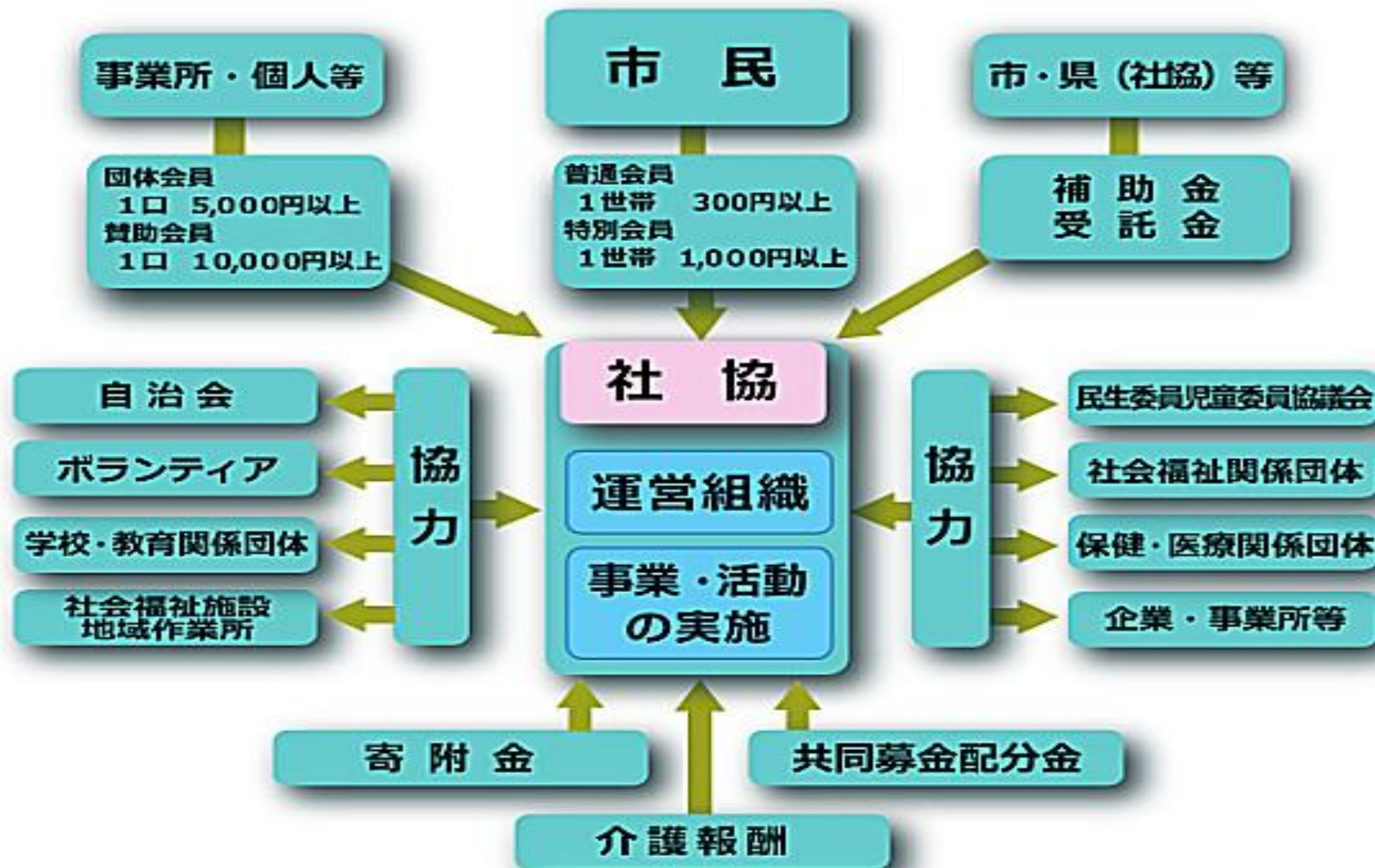


○社協は・・・



- ・ 住民の皆様を地域福祉活動の**主役**とし、**法律や制度では行き届かない、きめ細やかな活動**を**関係機関**（宇都宮市・地区社協、福祉協力員・自治会・民生委員児童委員・地域包括支援センター・各種団体等）などと **連携・協力**しながら、様々な**福祉活動**に取り組む「**民間の社会福祉団体**」です。
- ・ 民間組織としての「**自主性**」と、関係者や関係機関・団体等に支えられた「**公共性**」を併せ持ちます。
- ・ 社会福祉法第 109 条に基づき、全国すべての市区町村に設置されています。

宇都宮市社協の組織と財源



3. 市社協が実施している主な事業

ともに支えあい助けあう
“向こう三軒両隣型”の地域共生社会を目指して



～地域福祉事業～

- 地区社協活動の支援
(コミュニティワーカーの配置)
- 福祉協力員活動の推進
- ふれあい・いきいきサロン
- 安心・安全情報キット配付事業
- ひとり暮らし高齢者ふれあい会食事業
- 敬老会や地区福祉まつりの開催支援 など

～ボランティア活動の推進～

- ボランティアの相談・調整
- ボランティア活動の支援
- ボランティア養成講座の開催
- 福祉共育の推進
- 災害時におけるボランティア活動の
支援、情報提供 など

～在宅福祉事業～

- ファミリーケアサービス
- 福祉理美容出張補助サービス
- ひとり暮らし高齢者ふれあい訪問
- 車いす等貸出サービス など

～相談・支援事業～

- 総合相談センターの開設
- 権利擁護・成年後見センターの実施
- 生活福祉資金貸付事業の受託
- 地域包括支援センターの受託
- 障がい者生活支援センターの受託
- 生活困窮者自立相談支援事業の受託
- 高齢者等地域活動支援センター事業の受託 など

～施設等の管理経営～

- 総合福祉センター（2箇所）
- 老人福祉センター（5箇所）
- 地域活動支援センター（3箇所）

①地区社協の活動と活動支援

○地区社協の位置づけ

- 宇都宮市社会福祉協議会の定款に規定された組織
- 自治会連合会区域と同じ39地区に設置

○地区社協の目的と役割

- 市社協の事業に参画するとともに、地区における社会福祉事業を積極的に促進し、地区住民の福祉の向上を図っています。
- 市社協が推進する地域福祉事業などへの参画・参加や、地域独自の生活課題・福祉課題の把握と解決を図っています。
- 地区内の自治会や民生委員児童委員、福祉協力員、その他地域の関係者の参加を得て活動しています。

○地区社協の主な活動

- 研修会の開催
- ふれあい会食会の開催
- 安心・安全情報キットの配付
- ふれあい・いきいきサロンの開催
- 男性高齢者調理講習会の開催 など



○コミュニティワーカー（地区担当職員）の配置

- 市内39地区を5ブロック（中央、東部、西部、南部、北部）に分け、ブロックごとにコミュニティワーカー（地区担当職員）を配置。
- 地区社協や福祉協力員、自治会、民生委員児童委員など、関係機関・団体等と連携しネットワーク化を図り、地域の生活課題や福祉課題の把握・解決のための支援を行っています。

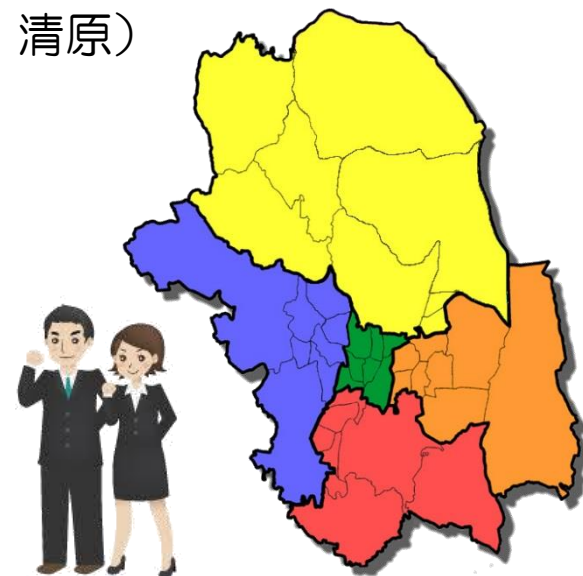
◆中 央（中央、東、西、西原、築瀬、昭和、錦）

◆東 部（今泉、峰、城東、陽東、石井、平石、泉が丘、清原）

◆西 部（桜、富士見、宝木、明保、姿川、城山、戸祭
細谷・上戸祭）

◆南 部（宮の原、陽南、緑が丘、陽光、瑞穂野、横川、
雀宮、五代若松原）

◆北 部（御幸、御幸ヶ原、豊郷、富屋、国本、篠井、
上河内、河内）



②福祉協力員活動の推進

○位置づけ

- 宇都宮市社会福祉協議会の定款に規定され、市内全39地区社会福祉協議会に設置されています。
- 宇都宮市社会福祉協議会会長が委嘱
(任期は2年で再任可)
- 地域のボランティアとして、自身ができる範囲内で活動しています。
- 手当や報酬はありませんが、地区社協に活動費を交付しています。
- 活動中の事故等は、宇都宮市ボランティア活動補償制度で対応します。
- 活動中に知り得た情報は、守秘義務があります。



○役割

ア. 地域福祉の「橋渡し役」

- 受け持ち世帯（おおむね50世帯）のうち、福祉的な課題がある世帯の「見守りや声かけ」を行います。
- 困り事を発見したときは、自治会長、担当民生委員児童委員、地域包括支援センター、地区社会福祉協議会、市社会福祉協議会などに連絡し、問題の早期発見に繋がります。

イ. 福祉の情報提供

- 知り得た福祉制度や福祉サービス、福祉に関する情報などを提供します。

ウ. 近隣協力者の開拓

- 地域住民総ぐるみの活動にするため、ご近所に住む「仲間」を見つけ、きめ細やかなネットワークを形成します。

エ. 地域福祉活動（事業や行事）への参画・参加

- 可能な範囲で、地域の事業や行事に参加し地域の方々との交流を図ります。
（ふれあい・いきいきサロン、ふれあい会食事業、地区福祉まつり など）

※福祉協力員対象の研修会も実施しています。

③ふれあい・いきいきサロン設置の支援

○サロンってなに？

- ・自宅から歩いて行ける場所に気軽に集まり、お茶会やお喋り、レクリエーション、季節ごとの催しなどを通して、仲間づくりや生きがいづくりを目的とした「交流の場」です。
- ・「縁側」「お茶の間」のようなものであり、日々の暮らしの延長線上にある「地域の憩いの場」とも言えます。

○参加者は？

- ・高齢者や障がい者、子ども、子育て中の親など、地域に住む方全てが対象です。

○開催する場所は？

- ・地域に住む方が歩いて集まり、継続して実施できる場所が理想。
「公民館」「集会所」
「コミュニティセンター」など
※自宅を解放したり、空家を活用する例もあります。



○どんなことをしているの？

- ・「おしゃべり」「お茶飲み」「レクリエーション」「会食」「季節ごとの催し」「介護予防体操」「カラオケ」・・・など

※決まりは一切ありません。やってみたいことを創意工夫によって、自由にやれるのがサロンの魅力です。



▲サロンごとに様々なレクリエーションを実施



▲介護予防のための体操



▲会食交流を実施しているサロンも



▲みんなでアイデアを出しあい創意工夫で実施

④安心・安全情報キット配付事業

○事業内容

かかりつけ医や持病、緊急連絡先などの必要な情報を専用のプラスチック容器に入れて自宅の冷蔵庫に保管し、緊急時に備える事業。

例) 救急車を呼んだときや災害時に、救急隊員や救助者が情報を即座に確認し、救急医療に生かす、など。

※地区社協の福祉協力員をはじめ、地域の皆様に配付していただくことで、配付後も、地域の見守りや声かけ活動を通じて、安心・安全に生活できるまちづくりに役立てるという効果もあります。

○対象者

- ・ 65歳以上のひとり暮らし高齢者
- ・ 高齢者のみの世帯
- ・ 障がいのある方 など

○利用料

無料

(利用希望の際は、地区社協会長にご相談ください)



▲安心・安全情報キット

⑤ひとり暮らし高齢者ふれあい会食事業

○対象者

- ・ おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者 **〔市内39地区で実施〕**

○内容

- ・ 地区社協が実施主体となり、会食を通じ、生きがいをもって生活ができるよう地域の中での仲間づくりや孤独感の解消、生活情報の提供などを行っています。
- ・ 福祉協力員、自治会、民生委員児童委員などの協力を得て実施しています。



▲ふれあい会食事業の様子



▲福祉協力員や民生委員児童委員による協力

⑥ファミリーケアサービス

○内容

在宅の高齢者や障がいのある方、ひとり親世帯などで、日常生活上、家事援助の支援が必要な「利用会員」と、熱意をもってサービスを提供する「協力会員」とで構成される会員制の有償ホームヘルプサービスです。

○提供するサービスの内容（協力会員が利用会員の自宅を訪問）

- ・食事づくりや片付け
- ・衣類の洗濯やつくろい
- ・住居等の掃除
- ・生活必需品の買物
- ・産前産後の家事援助
- ・外出時の付き添い（身体介護を伴わないもの） など

○サービス提供日・時間

原則として、月曜日から金曜日までの
9:00～17:00の間

※土・日、国民の祝休日、年末年始
（12/29～1/3）は休業

○利用料金

- ・1時間860円
- ・その他、協力会員の交通費は実費。
- ・会員制サービスのため入会金が必要。
（利用会員 3,000円／協力会員 1,000円）



▲協力会員による家事援助

⑦ひとり暮らし高齢者ふれあい訪問事業

○内容

在宅のおおむね70歳以上のひとり暮らしの方で、近隣に近親者がなく安否確認が必要な方に、定期的に乳酸菌飲料（ヤクルト）の配達を通じて、安否確認と孤独感の解消を図ります。

○利用料

無料

○利用の申請

地区の担当民生委員を通し、
市社会福祉協議会に申請してください。

○その他

乳酸飲料は、直接手渡しとなります。
何らかのサービスを利用し、第三者と関わりがある方に関しては、利用できない場合もあります。



▲声かけによる安否確認

⑧ボランティア活動の推進

○ボランティアの相談・調整・紹介

ボランティア活動を「希望する方」と「必要とする方」双方の相談を受け、調整（マッチング）します。

○ボランティア登録制度

ボランティア活動を希望する「個人」「団体」の登録制度。

○ボランティア講座の実施（H29年度実績）

災害福祉救援ボランティア養成講座
サマーボランティアスクール
傾聴ボランティア養成講座
福祉共育サポーター養成講座
手話奉仕員養成講座
音訳奉仕員養成講座
点訳奉仕員養成講座



▲福祉共育サポーター養成講座



▲傾聴ボランティア養成講座

⑨出前福祉共育講座の実施

- ①内容 「障がいのある当事者」と「ボランティア」の協力を得て、「聴覚」「視覚」「身体」障がいの理解や、思いやりの心を育むための講座を開催します。
- ②利用料 無料（講師、ボランティアの交通費のみ別途必要）
- ③メニュー
 - 聴覚障がいの理解（手話体験）
 - 視覚障がいの理解（アイマスク、点字、盲導犬講話など）
 - 身体障がいの理解（車椅子体験）
 - ボランティア講話 など



▲車いすを使った身体障がいの理解



▲手話の体験（聴覚障がいの理解）

⑩車椅子等貸出事業

○内 容：ケガや外出などの理由で、「一時的に」使用が必要な方に車椅子等を貸し出します。
例）病気やケガ、外出、旅行、介護保険を申請し認定が出るまでの間 など

○期 間：3カ月を限度。

○利用料：無料



【貸出窓口】

ボランティアセンター	中央1-1-15	636-1285
河内総合福祉センター	白沢町385	673-8453
ことぶき会館	屋板町558	656-8792
ふれあい荘	陽東2-3-1	663-3156
やすらぎ荘	宝木本町1991-1	665-5284
すこやか荘	砥上町1259-3	648-7750
上河内老人福祉センター	松田新田町116-1	674-4003
雀の宮作業所	新富町15-25	655-4091
若草作業所	若草3-12-11	643-4759

⑪ぎんなん基金の運用

○内 容：「ぎんなん基金」への募金活動を展開し、市内の企業・団体の皆さまなどに基金へのご協力をいただいています。

○使い道：ひとり暮らし高齢者ふれあい会食事業、老人クラブのつどい など



▲ひとり暮らし高齢者ふれあい会食事業



▲老人クラブのつどい

○その他：募金箱の設置にご協力いただける企業・団体等を、随時募集しています。
(年間またはイベント開催時など、募金箱の設置にご協力いただける企業・団体等も募集しています。)



ともに支えあい助けあう
“向こう三軒両隣型”の
地域共生社会を目指して

今後も、社協活動への
ご理解とご協力を
お願い申し上げます

